

# 第六十三議會に現はれたる不況對策概観

松 崎 實 次

## 一、緒 言

## 二、農村疲弊と其の救済策

### 1、米穀需給調節及び米價上騰策

#### イ、米穀法の改正

#### ロ、米穀需給調節特別會計法の改正

### 2、製絲業の統制

### 3、農民負擔の軽減

#### イ、地租軽減の必要

#### ロ、義務教育費の補助

### 4、債務整理策

#### イ、金銭債務臨時調停法

## 目 的

## 調停の申立

第六十三議會に現はれたる不況對策概観

調停委員會

調停の成立と不成立

ロ、農村負債整理組合

三、中小商工業者救済策

イ、商品券の取締

ロ、商業組合の確認

ハ、固定資本の流動化

(1) 不動産融資及び損失補償法

(2) 産業組合中央金庫特別融通及び損失保証法

## 一 緒 言

歐洲大戰後起つた恐慌の大風は世界各國を吹き廻り、爲に個人經濟も國民經濟も、將又國際經濟も極度に壓迫せられ萎縮した。我が國も亦大正九年から恐慌の旋風に見舞はれ、年一年と經濟界は不況の度を強め、昭和二年に金融恐慌が起り、同七年に入つてからは經濟界各班に亘つて殆んど危機に陥つてしまつたのであつて、經濟國難の叫びが起つて來たのである。我が國の財政に就て見るも、租稅收入を初めとし、官有財産、官業からの收入は減少したのに反して、滿洲事變の突發、其他臨時緊急事業等の爲めに支出を増加したので收支償はず、遂に巨額の赤字を見るに至つたのである。又國債に就て見れば本年(昭和七年)八月末現在に於て

内 國 債 四、九三四、九四一、一二五、〇〇〇  
 外 國 債 一、三九八、三〇〇、六三二、〇二五

計 六、三三三、二四一、七五七、〇二五

以上の外に

大藏省證券 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇<sup>円</sup>

米穀證券 一〇二、八五七、一〇五、二五〇

を發行してゐるのであるから

總 計 六、五三六、〇九八、八六二、二七五

の借金を持つてゐる譯である。

こんな状態であるから、政府は昭和元年度に四億七千萬圓の剩餘金を擁して居たが年々之を使ひ込み本年八月迄には既に一億六千萬圓の不足を見るに至つたのである。其の詳細は次の如くである。

昭和元年度 四七〇、〇〇〇、〇〇〇<sup>円</sup>

昭和三年度 一九〇、〇〇〇、〇〇〇

昭和四年度 九〇、〇〇〇、〇〇〇

昭和五年度 三九、〇〇〇、〇〇〇

昭和六年度 六四、〇〇〇、〇〇〇 (不足)

昭和七年八月迄 一六〇、〇〇〇、〇〇〇 (不足)

第六十三議會に現はれたる不況對策概観

右の如くであるから、我が國の財政は悲觀すべき状態にあると言はねばならぬ。特に本年度末迄には非常時匡救事業遂行の爲めに、數億圓の公債を發行することになつてゐるのであるから、國債の激増を來し、加ふるに來年度の豫算も歳入減に不拘歳出の増加は見易いところであるから復々巨額の公債を發行せねば收支の均衡がとれぬことになるのであつて、近き將來に於て國債百億に達し、今にして何等か根本方針を樹立し、之が對策を講じなければ財政の破綻を來すであらうとの議論が識者の間に聞かれるのは尤ものである。

然し茲には我が國の財政問題に就て述べんとするのではないから、此の點に關し主要問題が残されてゐるに不拘、之以上に吟味することを止め、不況對策に關する若干の考察に筆を進めることにしやう。

我が國では現今少數の國民を除いては大部分の國民が經濟的に困つてゐるのは事實である。特に二千八百萬の農民と、千五六百萬の中、小商工業者は殆んど生死の境を彷徨してゐるのであつて、彼等はそれ〴〵必死の努力をなして、此の難關を切りぬけやうとしてゐるけれども、不景氣は益々深刻化するのみであつて、前途の光明は殆んど失はれてしまつたのである。しかし此のまゝ、彼等を見殺しにすることは、國家存立上から見ても斷じて出來ぬ所である。彼等を救ふことは又幾百萬の勞働者をも救ふことにもなるのである。

そこで「農民並に中小商工業者を救ひ、速に不況打開策を講ずべし」との輿論が起り、學者も、政治家も、實業家も不況の原因を究め、對策を講ずるに努めたのである。實際可及的迅速に匡救策を案出し、之が實行を圖ることは現下の緊急問題である。去る八月二十三日から九月五日迄二週間臨時議會の開かれたことは讀者諸君も御

通知の通りであつて、齋藤首相は議會に於て次の如く述べて居られる。即ち「諸君、不況困憊の難局に直面して、農山漁村及び中小商工業者の窮狀に對し之が匡救策を講ずることは今期議會の使命であります……固より時局の匡救に適切なる對策を遂行することが現内閣の重要な任務の一でありますから萬難を排して之が達成を期しつゝあるのであります……」此の首相の言葉に依つても知ることが出来る様に、此度の臨時議會の中心問題は農山漁村及び中小商工業者を如何にして匡救すべきやの問題であつて、政府も次に述べる様に時局匡救に關する諸案を議會に提出し、之が大部分の協賛を得、その遂行に向つて最善の努力を拂ひ目的達成に日夜苦心してゐるのである。吾々國民は齋藤首相の人格と手腕とに信頼し、國民は政府の意の存する處をよく了解し政府と協力して、この難局を打開し、一日も早く彼等を救出し、國民經濟を堅實に發展せしめ、國民の生活を安定ならしめたいと希望する次第である。筆者は以下臨時議會で議論の中心となつた諸事項に就て若干の考察を試みるつもりである。

## 二 農村疲弊と其の救済策

農村疲弊は一般經濟界不況の影響を受けてゐることは勿論であるが、農村特有の原因も存するのである。それ故に農村を救済するには一般經濟界を好轉せしめることが必要であることは言ふを待たぬ所であるが、それと同時に農村疲弊特有の原因を究め、之を除去する策を講ずることは最も重要にして緊急を要すると思ふのである。

然らば農村困窮の原因は何であるか。其の重要なものは次に三點である。

- 一、農産物の價格が非常に低落した爲めに農民の金錢的收入が激減したること。
  - 二、農民に對する租税や公課が過重なること。
  - 三、農民の借金が多額に上りたること。
- 即ち之である。

三十數年前の一般國民の生活と今日のそれと比較すれば、其の程度は著るしく向上した。農民も亦然りである。又農産物の生産費の如きも金肥の使用が多くなり、農具・農舍等に對する支出が増加した爲めに多くなつたのは當然である。然るに近時農民の收入の根源をなす處の農産物特に米と生絲との價格の下落は農民收入を激減せしめ、彼等を經濟的窮地に押し込めてしまつたのである。試みに明治三十三年十月に於ける東京卸賣物價指數を百とすれば昭和七年一月より七月に至る月別指數は次の如くである。

品名	昭和七年						
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
米	一八二	一八九	一九〇	一八五	一八四	一八三	一八〇
生絲	八二	八〇	七六	六五	五七	五七	六六
小麥	一四五	一五五	一六一	一五一	一四四	一三七	一四九

昨年七月の物價指數米一六九、小麥一一三に比し今年七月には米一八〇、小麥一四九を示すに至り幾分上騰して來たけれども、之位の騰貴では農民を救ふ程度ではなく、生糸の如きは三十餘年前に比してさへ一〇〇から六六に暴落してゐるのであつて、昨年七月の七五に比しても尙ほ九の下落である。之等農業主要産物の値下りは農民の最も苦痛とする所である。それ故に主要農産物の統制を圖り、其の値上策を講ずることが肝要である。假に米一石について五・六圓を値上げすることが出來れば五千萬石について二億五千萬圓乃至三億圓を利することに、農家一戸當り五十圓位を利益することが出來るのである。生絲にしても相當價格を引上げることが出來れば、製絲家は勿論農家も大いに救はれることになる。又間接的には製絲工場に働く労働者の賃銀を上げることが可能となるから、彼等も亦其の利益の一部を享受することを得るのである。殊に現今製絲工場を縮少せるもの、全く閉鎖するものが甚だ多いのであるが、若し相當の値上がりを見れば、製絲工場の回復は豫想され、従つて多數の失業者をも救済し得ることは論ずる迄もないと思ふ。

今回政府の提案した救済案に依れば一般土木事業及び農業土木事業が主なるものであるが、其の經費を均分すれば一戸當り約二十圓の少額に過ぎぬのであるから、直接この爲めに農民の救はれる程度は極めて薄いものである。後にも述べる様に農民は多額の借金を持つて居り、一戸當り年々約百圓乃至百五十圓の利子を支拂はねばならぬ事情にあるのであるから、二十圓位の匡救費が全部農民の手に落ちるとしても、たいした救済にはならぬのは明である。然るに九月から明年(昭和八年)三月末迄に二億數千萬圓の匡救土木を正當に費することは極めて困難

である。特に臨時議會に出された右の匡救土木費の外、今年度使ひ残してゐる普通の土木費を合すれば、三億圓の巨額に上るのであるから、之を今年度中に使ふことは殆んど不可能に近い。普通の年に約一億圓の土木費があり、その二・三割が次年度に繰越されてゐる事實を知る時は、三億圓の巨額を僅々數ヶ月間に消費することが如何に困難であるかを想像せざるを得ないのである。勿論政府は地方官廳と協力し、全力を盡して事業の遂行を圖るであらうし又圖らねばならぬ。それにも不拘若干の經費は次年度に繰越されるであらうと考へるのである。若し強いて之を使ひ果すなれば粗雑な工事が行はれ、不正事件を惹起し、利權屋や羽織ゴロの活動が激しくなり、黨勢擴張の爲めに悪用される恐れが多分に存するのである。それ故に此の巨額の土木費の用途については政府當局は勿論吾々一般國民も充分に監視せねばならぬ。

勿論政府が巨額の經費を以て土木事業を起さんとしたのは時局匡救の一助たらしめんとしてゐるのであつて、他の諸匡救策と相俟つて匡救の實を擧げんとするのであるから、國民は此の點をよく了解して政府と協力し、國民自らも更生の道を講じ景氣回復を圖らねばならぬ。齋藤首相を初め内閣諸公が自力更生を説く又故あるかなである。

### 1 米穀需給調節及び米價上騰策

#### イ 米穀法の改正



日本人にとつて日常生活に最も關係の深いのは米である。米價高きに失すれば消費者が困り、安きに過ぎれば生産者たる農民が苦しむ。又米價の變動常ならず、而も亂高下を見れば消費者も生産者も共に生活の安定を缺き不安を感じるのである。而して日本人が内地米を常食物として愛好し、代用品の使用を容易になさぬ上に、米の生産高が自然的事情の影響を受けることが大きく、年の豊凶に依つて著しく其の數量を異にする爲めに、米の需給に不調和を來し、従つて米價の變動が激しく、國民の經濟生活上不便を感じたことは吾人の經驗した所である。去る大正八年米價が暴騰し遂に米騒動の不祥事を起したことは國民の腦裏に今尙ほ残つてゐる所であらう。筆者は當時學校を出た許りの安月給取りであつて、一圓に一升七・八合の米を買つて生活した苦しい經驗を持つてゐる。東京や大阪など大都市の労働者階級は生活におびやかされ、遂に騒動を見るに至つたのである。米穀法は需給の調節米價の激變を防止して國民生活を安定ならしめる爲めに、大正十年四月初めて制定せられたのである。而して大正十四年三月及昭和六年三月兩度の改正を経て、今回更に第三次の改正を見るに至り、之と同時に米穀法と密接不離の關係を有する米穀需給調節特別會計法も改正せられたのである。今茲に之等の法律の内容や沿革又は改正の効果等に就て詳述することは略するが只今回の改正の要旨を述べ、若干の卑見を叙して見やうと思ふ。

第一は舊米穀法第一條に「政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲必要アリト認ムルトキハ米穀ノ買入、賣渡交換、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得」とありたるに、今回の改正に依り、同條第二項として「政府ハ米穀ノ買換

ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得」の一項が加へられたのである。之に依つて從來認められて居なかつた米穀の現品貸付が認められた譯であつて、蓋し非常時對策としては結構なことである。此の趣旨を一層徹底せしめる爲めに無償交付をなすべきであるとの議論もあつたが、かくの如きは米穀法の精神に反するとの理由で公認されるに至らなかつた。只茲に一寸注意して置かねばならぬのは、法文にも明示してゐる様に如何なる米穀でも貸付することが出來るといふのではなくて、買換に代ヘ買換の爲賣渡を爲さんとする米穀に限られてゐるといふことである。

第二は本法施行の日から昭和八年十二月末日に至る迄は、第四條の最低価格は第五條の規定があるに拘らず米穀生産費に依り、且つこの生産費は米穀委員會に諮問して之を定めるといふことである。換言すれば最低基準價格を率勢米價の下値二割としないうで生産費に依つて之を定めることにしたのである。

### 参 考 米 穀 法

第四條 政府ガ帝國内ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スハ米價ガ政府ノ告示シタル最低價格又ハ最高價格ヲ超エ低落又ハ騰貴シタル場合ニ限ル但シ米穀ノ買換、貯藏米穀整理ノ爲ニスル賣渡、輸入ヲ目的トスル米穀ノ買入及輸出ヲ目的トスル米穀ノ賣渡ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ米價ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ指定スル市場ノ相場ニ依リ之ヲ定ム

第一項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定メ同項但書ノ場合ヲ除クノ外之ヲ告示ス

第五條 前條ノ最低價格又ハ最高價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ基礎トシテ之ヲ定ム

米穀生産費

家計費

米價指數ノ物價指數ニ對スル割合ノ趨勢ニ依リ算出シタル價格

此の點が今回の議會に於て政府側と政友會側と激論を戦はした點であつて、前者は率勢米價に依るべしと主張し、後者は率勢米價の規定を廢し生産費によるのが至當であると強調した。何となれば政府の唱ふるが如く率勢米價に依れば生産費さへも得られず従つて農家は没落する外はないからである。斯く論じ合つて兩者共に容易に主張を譲らず、將に兩者が正面衝突をなして物別れにならんとしたのであるが、遂に第五條の規定を削除せず一時之が運用を停止するといふこととして、政府の面目を立て政友會の主張貫徹したのである。だから結果から見ると政府が敗け、政友會が勝つた形となつたと言つてよい。この政友會の主張が通つたといふことは極めて深い意味を持つものである。何となれば此の規定は將來米穀法運用上重要な役割を演ずることになるからである。而して率勢米價を米價基準價格となし、市場に於ける米價がその上下二割の値巾に達したる時初めて米穀法の發動を見るに至るとなした昭和六年三月の改正は、當局の説明する所に依れば生産者と消費者と兩方の立場を考慮し、何れにも偏せざる様中道を執つて率勢米價を算出したものである。然るに今回の改正によつて、消費者側の利益は殆んど無視されてしまつて、生産者に保護を加へ利益を與ふる結果となり、著るしく農業保護に傾く

ことになつた譯である。

政友會側の言ふ様に米價を率勢米價を基準として決定しては、生産費さへも得られぬとするなれば、農民を救ふ爲めには少くとも生産費以上で米を賣らせる様にしなければならぬのは當然である。しかし生産費を幾何と定むべきやは實際問題としては甚だ六ヶ敷問題である。法規によれば米穀委員會に諮問して之を定むるといふのであるが、同委員會は如何なる方法で如何なる金高を以て正當なる生産費なりと決定するか。相當權威ある機關による調査を見ても、其の高に可成大きい差異を發見するのである。其の一例を舉げると米一石當りの生産費に付て農林省と帝國農會との調査を見ても次の如く異つてゐるのである。

	農 林 省	帝 國 農 會	差 額
昭和五年度	二一、三五 <sup>円</sup>	二六、一〇 <sup>円</sup>	四、七五 <sup>円</sup>
昭和六年度	二〇、一一	二三、〇七	二、八六

右の如く五年度に於ては兩者の間に四圓七十五錢、六年度に於ては差額は幾分少くなつたけれども尙ほ二圓八十六錢の差違がある。調査の方法、基準生産費構成の要因等如何によつて生産費は高くもなり、安くもなるのであつて、石當り三圓乃至五圓近くも生産費に開きがあるといふことは農家經濟に甚大なる影響を及ぼすのは明である。それ故に米穀調査會は最も當を得た所の數字を出さねばならぬのは當然であり、かくて初めて調査會の使命をつくすことが出来るのである。

第三は植民地米の内地移入數量を統制し、移入量を月別に平均ならしめる様にしたことであつて、此の目的を達せんが爲めに朝鮮米及臺灣米の買入、賣渡、加工又は貯藏をなし、其の賣買價格を時價に準據して定めることにしたのである。古くは米價は内地米の需給關係に依つて定つたけれども、今日では朝鮮、臺灣などの農業が進歩し米穀の品種も改良せられたので内地米と殆んど變らない品質の米が生産され、その上生産高も増加して内地に移入せられる數量が多くなり米價を下押する力が大きくなつて來た。移入の數量は年に依つて同一ではないが最近では毎年朝鮮米六百萬石、臺灣米二百萬石の移入があつた。植民地では生産費が内地よりも安いから内地に移入すれば利益が多い。その爲めに朝鮮人は米の消費を節約し、所謂食延べを行つて内地移入に努めるのである。歐洲大戰後此の傾向が強くなり、爲めに内地米の價格を下落せしめる一勢力となつたのである。そこで農村では植民地米の移入を制限せよとの輿論も起つた程である。而して農林省で此の輿論に應ぜんとの氣配が見えたので植民地に猛然と反對運動が起り遂に農林省は此の反對を押切ることが出來ず遂に姿を變へて今度の新法を制定することになつたのである。之に依つて内地米の價格を幾分でも維持することも出來るであらうし又植民地の農家を助けることにもなるであらう。

内地米は生産費を基準として買上げるのに植民地米は時價に準據して之を定めるといふことは不公平であるとの議論もある。朝鮮では反當りの負擔額僅かに七十二錢餘、臺灣では田一圓七十四錢餘、畑五十六錢餘に過ぎぬ有様で到底内地とは比較にならぬ程安いのである。然るに若し内地米を政府の主張した如くに率勢米價を基礎と

して買上げれば一石僅かに十七圓九十錢程となり、朝鮮米を時價で買上げれば一石二十二圓、臺灣米は十八圓となる。かくの如きは内地を犠牲にして植民地を保護することになり、而もあまりに極端なる保護であつて不公平も甚だしいといふのである。しかし前述した様に、内地米も生産費を基準として買上げるといふことになつたのであるから、結局二十一・二圓位で買上げられることになるであらう。斯くなつても尙ほ兩者の間に公平を缺くけれども、之位の差は今の場合認めねばならぬ。

第四は當分の間粟の輸入税を増減又は免除することを得ることにしたのである。之は米の數量又は市價を調節せんとの目的によるものであつて、實際上では朝鮮に於ける粟の大量輸入を防止して米價を維持せんが爲めである。即ち朝鮮農民が貧困に苦められ、米よりも安い粟や甘藷などを代用食として多く用ひ米を少しでも多量に賣出さんと努めるのである。その爲めに粟が大量に滿洲から朝鮮に輸入されてゐる。かくては政府で米の買上げをやつても、鮮米の市場への出廻りは増加するから買上の効果が上らぬ。そこで粟の輸入税を増加してその輸入を阻止し、鮮農に米を多く食はせて買上げの効果を顯著ならしめんとしたのである。

以上が今回の米穀法改正の要點であるが、本法運用と不離の關係に立つのが米穀需給調節特別會計法であるので前者の改正に伴つて後者も改正を見るに至つたのである。

□ 米穀需給調節特別會計法の改正

そも、米穀法の運用に依つて米穀の數量及價格を調節せんが爲めには相當多額の資金を要することは勿論である。僅少の資金では多量の買上、賣渡が出来ぬから効果が上らぬのは當然である。而して幾何の資金を運用し得るかは米穀需給調節特別會計法に定むる所であつて、本法が大正十年四月制定以來大正十四年三月、昭和四年四月、同六年三月及び七年九月と度々改正されたが、改正の要點は資金増額にあつたのである。即ち大正十年原内閣時代本法制定當時は二億圓の資金であつた。丁度其當時の大藏大臣は今の藏相高橋是清翁であつたが氏は議會で安い時に買つて高い時に賣るのだから損をする様なことはないと言明せられた。然るに事實は如何。全く反對である。只大正十年丈は藏相の言明通り多少の利益を擧げた。それ以來一度として儲けたことはなく、缺損續きであつて年平均一千五百萬圓の多額に上つてゐるのであつて、かゝる缺損は單に國庫の負擔を増すのみでなく、資金の減少は米穀法運用の効果を失はしめる結果となるのである。藏相の樂觀説は全く裏切られた。然し一歩退いて靜かに考へれば藏相の考へが如何に淺薄であつたかはすぐわかる事である。何となれば買入れた米は段々古くなり質も惡變し、石減りも生じ、價格は下るのが當然であるのみならず貯藏費も必要であり、運搬費、人事件費、燻蒸費も支出せねばならぬ。それ故に之等の出費を償ふ以上に米價が騰貴するに非ざれば利益の上らぬのも又自明である。然るに大正十年以後米價は漸落の傾向を續けてゐるのであるから藏相の豫期に反して缺損圖りを見るに至つたのである。かくして政府は年々損計りしてゐたので資金は減る一方である。然るに農村の實情は米穀買上の必要が益々加つて來た。昭和四年田中内閣の時本法を改正して七千萬圓を増加し二億七千萬圓の資金として

政府は米穀の調節に努めたのである。然るに「士族の商賣」で儲ける所か引續いて損をしたので又々資金缺乏に悩んだので昭和六年濱口内閣になつてから、更に八千萬圓を増額して資金限度を三億五千萬圓とした。かく度々資金を増加したに拘らず、資金は年々減少して、今や調節の効果をもたらす丈の買上げも出来ぬ状態に立至つたので、今回政府は一躍一億圓を増し四億五千萬の資金となさんとする原案を議會に提出したのである。然るに衆議院では原案に更に三千万圓を増額して四億八千万圓に修正して可決し、貴族院ではこの修正案を可決したのである。それ故に今は資金も稍潤澤であるけれども、米價の大勢が變らぬ限り政府は亦々損失を招き資金の缺乏を見るであらう。一部の論者が米穀法を消費者扱ひにするのは此の點からである。しかしもとゞ政府が米穀法を制定したのは、利益を獲得するにいふことは其の精神とする所ではない。米穀の數量なり價格なりを調節して國民生活を安定し、農村の窮狀を救ふといふことが現下の主眼となつてゐるのであるから、此の目的さへ充分に達することが出来るなれば多少の損失があつても國民は之を忍ばなければならぬ。只吾人の望む所は資金の運用を誤つて損失を大にせぬ様にして欲しいといふことである。換言すれば資金の運用に最善を盡し、主要目的を完全に達してもらひたいといふことであつて、米穀法がかく運用せられることに依つて農村救済の實も擧ることゝ信するのである。

## 2 製絲業の統制



米と並んで我が國民生活に重大なる關係を持ち輸出貿易の王座を占めるものは生絲である。然るに生産販賣に就ては全く無統制の現状にあつて最近の調査によれば全國に六萬以上の製絲工場が散在しその大部分は小工場であり、稍大規模のもの僅に三千七百餘に過ぎぬ様である。かく多數の小工場が分立し、製品の統一が出来ず同業者の競争が甚だしく、製品の濫賣・投賣等の爲めに市價下落の傾向を一層強めてゐる。のみならず粗製濫造、製品不統一の爲めに輸出検査の結果不合格となるもの多く、之等が内地市場に振向けられるので内地市場の價格を攪亂し、市場壓迫の現象を生ぜしめるのである。されば古くから製絲業界の識者の間では、是非共之が統制を圖らねばならぬとの主張をなしてゐた程であつて、全國製絲業聯合會に於ても、右の趣旨を速に實現し、之を徹底させる爲めに政府當局に向つて群小製絲工場を整理し製絲業免許制度を確立せられんことを建言したことが度々あつたのである。されば政府當局に於ても、此の問題を解決することが急務であり、且好期であると考へるに至つたのである。そこで後藤農相は現状の儘に放任するに於ては

一、小工場が多數分立することは生産並に販賣に不利益な點が多い。

二、製品の改善、統一を圖ることは其の輸出を盛にするに必要なるに不拘、現状のまゝでは之を實施することは出来ない。

三、過去の經驗から見て此の際統制々度を確立せねば製絲業の盛衰常なく、爲めに製絲業者は勿論、養蠶業者たる農民・工場に働く職工に不利を與へることが多い。

之等の不便不利を除去する爲めに製絲業を免許制度として統一を圖り、製絲業の健全なる發達を期し、輸出を盛にし市價の安定を圖らんとの理由に依つて製絲業法案を議會に提出したのである。議會に於ては相當議論があつた末、委員附託となり、委員會で左の希望條件三つを附して原案を可決し、九月六日製絲業法として公布を見るに至つたのである。

一、本法に於て主務大臣が命令を以て定むる事項にして其の重要なものは蠶絲業關係團體よりなる民間代表機關に諮問して其の意見を求められたし。

二、本法運用、殊に監督に關しては政府は個人の自由を尊重し、斯業の健全なる自然的發達を阻害せざる様注意せられたし。

三、本法の施行に依つて養蠶農民の産繭處理に不利不便を來すが如きことなき様深き注意を拂はれたし。

今日の我が國の産業には統制を要するものが甚だ多い。從來あまりに放任された感がある。特に重要産業に對して今日の如き不況時代に、政府が積極的に統制をなさんと試みることは誠に意義あること、信するのである。

只金融業、電氣業、鐵道業等の公益的性質の濃厚な事業に對しては若干の統制が行はれ、免許制度が採用されることは當然とされてゐたが、製絲業の如き普通の工業に免許制度を採用するに至つたことは注目に價する。而し將來は此の種の工業に對しても全國的に統制を保ち、無謀の競争を避け、製品の改良や販賣の合理化を圖ることは單に當業者を利するのみならず、國民全般を裨益するものであると考へるのである。

### 3 農民負擔の軽減

#### 1 地租軽減の必要

次に農民に對する税租や公課が重く、其の負擔が重きに失することは次の事實に依つても知ることが出来ると思ふ。

昭和五年度に於ける農林省の調査に依れば、同一收益を得る農民、商工業者・官公吏及び獨立業者の納める税額は、農民が最も多く商工業者之に次ぎ、官公吏、獨立業者の順位になつてゐる。尙詳細は左表を見よ。

職業別	税別			合計
	國	地	方	
農民	一四・一二 <sup>円</sup>		一四・三五 <sup>円</sup>	二八・四七 <sup>円</sup>
商工業者	八・〇五		四・八八	一二・九三
官公吏	三・四〇		一・八八	五・二八
獨立業者	五四		四八	一・〇二

之に依つて農民が他の職業者に比して如何に重税を課せられてゐるかゞわかるのである。此の點から見ても農民の負擔が甚だ重く、従つて之が經濟的に苦められてゐる一要因をなしてゐることを知ることが出来るのである。

る。菅原重雄氏の如きは此の課税の不公平を難じ小作料の軽減を説き、地税の全廢を主張されかくの如き方策を講ずることが農民救済の根本策であると論じて居られるのである。思ふに我が租税制度は明治維新時代から地租に重きを置いてゐた。而して政府の財源を多く之に求めたのであつて、他の産業の幼稚な當時にあつては止むを得なかつたと考へられる。然るに日清戦争以後特に日露戦争以後商工業の發展は實に目覺ましきものであつて、世界經濟發展史上特筆すべきものがある。かくして我が有力なる商工業者は今日世界市場で激烈なる競争者相手に活躍をなし、利益を收むる迄に事業の伸展をなすことが出来たのである。だから今日では國家としては地租の如きは明治維新當時に比して其の重要性を失つたものと見なければならぬ。それにも不拘、政府は依然として農民に重税を課してゐるのは理解に苦しむ處がある。一方之を農民から見れば極めて重大なるものであつて彼等の支拂ふ總べての税金の内、地租は八割強を占めてゐる有様である。商人の支拂ふ營業收益税は収益がなければ之を納めるに及ばぬし、所得税は一定額以上の所得がなければ之を支拂はなくてもよい。然るに農民は土地を有する限り、収入が少くても、假令収入が皆無であつても、地租を納める義務がある。尤も時により減免税の特點が與へられることはあるけれども、之は寧ろ例外的のことであつて、原則としては土地所有者は所有地の多少に不拘地租を納めねばならぬ現狀である。之は正義公平の觀念から見ても不公平の誹りを免れることは出来ない。さればこそ菅原氏の如き議論が出るのであつて至極尤もの次第である。而し今回高橋藏相が議會で聲明せられた處に依れば、政府は此の點に關しては何も考へて居らぬ由であり、従つて、この度の豫算の上にも施設の上

にも此の點に關し何等見ることが出来なかつたのは遺憾である。筆者は此際地租を全廢することは財政上から見ても、又他の産業者との均衡から見ても不可能であるとは思ふけれども、地租を若干輕減することは可能であり望ましいことであると考へてゐる。事情斯くの如くであるから將來菅原氏の如き議論が再び出ることであらうと思ふてゐる。

#### □ 義務教育費の補助

町村經濟に於て小學教育に要する經費が過半を占めてゐることは今茲に論ずる迄もないことであつて、貧弱町村では教員俸給が完全に支拂へぬ現状にあることは、新聞紙上其他で報せられてゐる通りである。俸給不拂、俸給の強制的寄附等が教育上憂ふべき弊害を流すことも想像に難くはない。さればとて貧弱町村では俸給を全額支拂ふ丈の餘裕がない。高い俸給の教員を誡首して安い俸給の教員ととりかへることも教育上容易に出来ぬ所である。そこで義務教育費全額國庫負擔となすべしとの主張が出づるのであつて、吾人も亦之を望むものではあるが國庫の現状から見て、今速に之を實現することは不可能である。今回帝國議會の協賛を経て公布されるに至つた市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法は町村經濟を助くるに幾分の役立ちを見せるであらう。尤も本法は昭和七年から昭和九年に至る三ヶ年毎年年額僅に千貳百萬圓を支給されるに過ぎぬのであるから、村落民の負擔をたいては輕減し得ぬのは言ふ迄もないけれども、殆んど死地に陥つてゐる町村にとつては之丈でも喜んで受入れね

ばならぬ。而して此の金額は町村經濟困窮の程度、教員數、兒童數等に依つて適當に分配されるのであるから、社會政策的意味が充分に加味されてゐる譯である。而も此の金が原則として教員俸給費に充てられることに定められてゐるのは喜ぶべきことである。只實際問題としては俸給費以外に流用される恐れは十分あると思ふから、市町村長をして本法制定の意義をよく理解せしめて他に流用することなからしめると共に、監督官廳に於ても嚴重に取締を行ひ本法制定の趣旨に反することなき様努力せねばならぬ。本法案が議會に提出せられた時に、僅か三年間許りの補助では困る。もつと多年に亘つて補助してもらひたいとの意見も出たが、鳩山文相は三年たてば景氣は回復し市町村は經濟的に困らぬ様になるであらうから、三年と定めたのであると説明した。然らば若し文相の豫期するが如くに三年たつても景氣が回復せぬ場合には、引續いて補助金を支出するつもりかとの質問が出た。之に對し文相は然り、との回答を與へたのである。又或る議員は政府の補助あるに依つて俸給の高い教員を採用するものが出来るであらう。然るに三年たつて補助がなくなれば、その後は町村經濟は益々窮乏することになる。故に初めから一時的の補助などせぬ方がよいとて原案に反對してゐる。然しながら現在困り切つてゐる町村が僅か許りの國庫補助が出来たからとて直ちに高給の教員を採用することはあるまいと思ふのである。全國多數の町村の内には將來を考へずにかゝる策を採るものがないとは斷言し難いけれども、しかし之は寧ろ例外と見て大過はないと信ずる。若し斯くの如くであるなれば困窮のどん底にある町村に僅か三年間であつても千二百萬圓が分配されるといふことは、彼等の負擔を軽減し蘇生に一刺戟を與へるものであると信するのである。

## 4 債務整理案

農民困窮の一因として忘るべからざるは彼等が多額の借金を負ふてゐるといふことである。農民は經濟的に苦しくなつたから借金をして一時をのがれたに相違ない。而し借金したが故に一層困る様になつたことも事實である。商工業者が「業經營上資金として借金するのと、農民が生活費に窮して借金するのとは其の意味が甚だしく異なる。前者は將來所得を得んが爲めの借金であり、後者は消費の穴埋めをせんが爲めの借金であつて、將來利子の負擔を残すのみで所得の原因とはならぬのである。既に前にも述べた様に現今農民の負債は約五十億と稱せられ、一戸當り九百圓乃至千圓の借金を持つてゐる。之が爲めに年々百圓乃至百五十拾圓の利子を拂はねばならぬのである。農産物の價格が上騰して収入が増加し、租税其他の負擔が輕減して農民の懐が温くならなければ農民の借金は減する見込がない。現状の儘で千圓も借金を持つてゐては農家經濟は到底やつて行けるものではない。今にして策を講じ彼等を救出するに非んば彼等は破綻するに定つてゐる。我が國で農民の自滅は單に農民個々の問題と見ることは出来ぬ。之は國家が存亡し得るや否やの大問題である。我が國の農民の位置と英國の農民の位置とは國民經濟構成上から見て甚だ違つてゐる。前者は後者よりも遙かに重要性を有してゐるのであつて、従つて我が國では農民の發展すると否とは國家の盛衰に重大なる關係を有するのである。此の意味からしても我が農民を救出することは最も必要である。

負債整理は現下の急務である。農民の負債を完全に整理することは極めて難事ではあるが、若し之が出来れば彼等は大いに救はれるであらう。政府は負債者を救済する目的で二法案を議會に提出した。一は金銭債務臨時調停法案であり、二は農村負債整理組合法案である。前者は帝國議會の協賛を経て法律となり、後者は遂に否決されてしまつたのは残念である。之等に就ては以下略述しやう。

### イ 金銭債務臨時調停法

金銭債務臨時調停法は單に農民の負債を整理するのが目的でなく、中小商工業者其他一般の誠實なる債務者を救済せんとするのが目的であつて、このことは法の内容を見てもわかることであるが、本案提出の際に於ける小山法相の提案理由を次の如く述べて居られる點から見ても明瞭である。即ち「經濟界の現狀に鑑み、之を打開する一方法として負債整理により、中小商工業者其他一般の誠實なる債務者に、自力更生の機會を與へる爲めに債權者、債務者に互讓の道を開く必要ありと認め、茲に本案を提出したのである」と。由是觀之本法施行に依つて誠實なる債務者は保護救済されることになるのは勿論であるが、同時に他面債務者にも亦利益が與へられることを忘れてはならぬ。農民、中小商工業者、勞働者、下級官公吏、會社銀行員等で身分不相應の負債を持つて苦められ、眞面目に働いても利拂ひにさへ追はれ生活に窮し、自暴自棄に陥り更生の光明を失つて居るものは決して少くないであらう。されば何等かの方策を講じてやらなければ彼等は自滅するより外なく、借金の返済など到底出



來ぬ所である。かくの如くんば債権者も亦債権を取立てることが出来ず不利を蒙らなければならぬ。然るに債務者を救ふ意味で債務を減額するとか、一定年限無利子にするとか、或は利子減額、元金の分割拂等適當の方法を講ずることが出来れば債権者も亦裁判に依つてさへ回収の出来ない債権の一部でも取立てることが可能となり、利益を受けることになるのであるから、本法は債務者を救済すると同時に債権者をも益するといふ二面的の目的を有してゐると考ふべきである。本法は事件を裁判にかけないで調停によつて處理せんとするを原則としてゐるのであるが調停委員會で調停が出来ない場合には、裁判所で適當と認める時には職權を以て調停委員の意見を聞き、當事者雙方の利益を公平に考慮し、其の資力、業務の性質、既に債務者の支拂ひたる利息、手數料、内入金等の額、其の他一切の事情を斟酌して調停に代へ、利息、期限、其の他債務關係の變更を命ずる裁判を爲すことが出来るのである。尤も銀行、其の他官廳の監督を受けて金融業務を取扱ふ者の債權に付ては、其の業務の機構を害する虞ある時は、此の様な裁判は出来ぬのである。

右の如く事件を裁判にかけないで調停だけで解決することは喜ばしい事である。小作爭議、勞働爭議、借地借家料等に關しても調停委員の手によつて解決をなさんが爲めに小作爭議調停法、勞働爭議調停法、借地借家法等の諸法律がそれ／＼制定實施されて居り、可成よい成績を擧げてゐることは讀者諸賢の知られる通りである。

金錢債務臨時調停法は十一箇條及び附則から成つてゐる短い法律であるが相當重要なものであると思ふから注意すべき二、三點に就いて述べて置きたいと思ふ。

既に前にも述べた様に農民や中小商工業者は多額の負債に重壓せられ元金は愚か利息さへも支拂へぬ状態に置かれてゐて、此の儘に放任するに於ては彼等は破滅するより外はないのである。又他方債權者も債權の取立が出来ないで困つてゐる。そこで裁判所又は調停委員会が債權者と債務者との間に立つて双方に互譲妥協の機會を作り、双方の言ひ分を充分に聴取し、互に譲り合はせて合理的に調停を行つて債務者に對しては負債を整理し更生の道を開かしめんとし、債權者に對しては債權の一部なりとも取立得る様にし、双方を利せんとする所に本法の眞の精神・目的が存するのである。だから本法に依つて保護さるべき債務者は誠實なる者に限られてゐる。即ち眞面目に働いて借金を支拂はんと望んでゐる者でなければならぬのである。健康でありながら仕事もせず怠惰の日を過してゐる者や、支拂能力があるに不拘色々な理由を無理につけたり、支拂へぬ様によそほつて故意に支拂をなさぬ様な不誠實な債務者は、保護する必要もなく又實際保護されぬのである。尙ほ本法に依つて高利貸の活動をにぶらせる事が出来るのは喜ばしい事である。貧困者が高利貸から生血を絞られてゐる例は少くない。かかる場合には債務者は本法に依る調停を受け高利貸をして譲歩せしめることは出来るのであつて、この爲めに本法が適用されることは本法制定の趣旨に副ふものである。

斯く誠實なる債務者は本法に依つて保護されるのであるが、只事實問題としては誠實なる債務者とは如何なる者を指すやといふことを判明し難いのであるから法を運用する上に困難が伴ふと思ふのである。

## 調停の申立

調停の申立は債務者側からでも、債権者側からでも出来る。しかしその申立は原則として左の二要件を具備する債務に就てなければならぬ。

1、昭和七年七月三十一日以前に発生した私法上の金銭債務でなければならぬこと。

2、金額は千圓を超過せざるものでなければならぬこと。

それ故に昭和七年七月三十一日以後に発生した債務や金額千圓以上の債務に就ては、本法の適用を受けることは出来ぬのである。然しながら千圓を超過する債務に付調停の申立を爲す者があつた場合に、裁判所で調停を爲すのが適當であると認め且つ相手方に於て異議がなければ調停をなすことが出来る定めである。又小作料其他小作關係から生じたもの、地代、屋賃、其他借地借家關係から生じたものに付ては、それ／＼小作調停法、借地借家調停法に依るべきであつて、本法の適用を受けぬことになつてゐる。

調停の申立をしても裁判所で事件が性質上調停を爲すに適しないと認められた時、及び當事者が不當の目的を以て濫りに調停の申立を爲したと認められた時には、調停の申立は却下されてしまふのである。又斯くの如き事由のある時には調停委員会でも調停せぬことになつてゐるから、申立人は申立に際して注意するを要する。

## 調停委員会

調停の申立があつた時には、その事件が簡單であれば裁判所は自ら調停をなすが、多くの場合に於ては調停委

員會で調停をする。調停委員會は判事が主任となつて外に二人以上の調停委員から組織されるのであつて、調停委員は豫め地方で人格・識見の勝れた人の中から多數選任されて居つて、事件が起つた時に調停主任から何人かを指定して事件を處理するのである。

調停者が調停期日に當事者を呼出した時には、原則として本人が出頭せねばならぬ。若し正當な理由がなくて之に應ぜぬ場合には五拾圓以下の過料に處せられるのである。尤も當事者自身が病氣であるとか、親妻子等が重病で看護に身が離せないといふ様な已むを得ない事由がある時には裁判所又は調停委員會の許可を受けて代理人を出頭せしめることが出来る。

#### 調停の成立と不成立

調停者が當事者の間に這入つて協議談合の結果、一定の條件に依つて話合がつけば茲に調停は成立したのである。調停が成立すれば調停證書が作成される。債務者は此の證書に従つて債務を完済せねばならぬし、債権者は本證書に定められた條件以外のことを要求することの出来ぬのは當然である。若し債務者が調停條件に依つて義務を果さぬ時は、債権者は調停證書の條項に従つて強制處分を爲すことが出来るのである。

之に反して當事者の間に話しがまとまらねば、茲に調停は破れ不成立になるのであつて、かゝる場合には裁判所は諸種の事情を考慮斟酌して、債務關係の變更を命ずる裁判をなすことが出来ることは彙に述べた通りである。

之を要するに金銭債務臨時調停法の制定に依つて債権者も債務者も共に經濟的に救はれるのであるから、吾人は立法の精神を能く理解し、互讓妥協の精神を涵養し徒らに自己の利益にのみとらはれることなく共存共榮の實を擧げねばならぬ。又他方調停の任に當るものは至公至平、常に正義の觀念を失はず法の精神に鑑みて、法の運用に努め調停の効果を充分に擧げる様に心懸けねばならぬ。斯くの如き觀念を双方で持つてゐるなれば本法が世人を益し不況對策の一助となることは信じて疑はざる所である。尤も本法は時局匡救の爲めに定められたのであるから施行の日から三ヶ年間有効のことになつてゐる。

金銭債務臨時調停法と相並んで農村負債整理をなさしめんとして政府が提出した重要法案に農村負債整理組合法案があつた。その目的とする所は一定地域内に居住する者が協同して負債整理組合を組織し、隣保共助の精神を以て組合員たる農業者・漁業者・又は林業者の負債を整理して彼等の經濟的更生を圖るにあるのである。而して組合は此の目的を達せんが爲めに左の諸事業を行ふ筈である。

- 1、組合員の負債償還計畫及經濟更生計畫の樹立。
- 2、組合員たる債務者及其の債権者間に於ける負債の金額、利率、償還期限、償還方法其の他の條件の緩和に關する協定の斡旋。
- 3、組合員に關する負債整理資金の貸付。
- 4、以上掲ぐる所の外組合員の負債整理に必要な事業。

等之である。

而して組合員は組合の負債償還の一部に充てる爲めに積立金を醸出しなければならぬ。若し組合が組合財産を以てしても、債務を完済することが出来ぬ場合には組合員全員が連帯無限責任を負ふことになつてゐる。組合は債務を返済する爲めに多額の資金を要するのは勿論であるから、組合自ら資金の調達に努めるのは勿論であるが必要に應じて國家又は公共團體から低利且つ長期の負債整理資金の供給を受け得ることは後藤農相が本案提出理由を説明せる中に言明する所である。本組合は全く負債を整理するといふ特殊の目的の爲めに組織されるものであるからして、政府が積極的に低利資金を貸與するのみならず、登録税・所得税・營業收益税等の免除の特權を附與して之を保護してゐるのである。

本法案は右の如く現下の時局匡救策の一つとして重要使命を以て提案されたものであり、又實際上に於て之が議會の協賛を経て法律となり、其の施行を見るに至れば、金錢債務臨時調停法と相俟つて相當の効果を擧げることが出来ることと確信するものである。勿論組合の中心となる理事や監事が其の職責を果し、組合の爲めに献身的努力をなすや否やは組合の成績を擧げるや否やに重大なる關係を持つてゐるのであるから、之等役員の選定には深甚の注意を拂はねばならぬのは勿論、法も彼等の重責に鑑み、理事又は監事は如何なる名義を以てするを問はず組合の事業の範圍外に於て貸付をなし、又は投機取引の爲めに組合財産を處分することを禁じてゐるのであつて若し禁を破れば一年以下の懲役、若し禁錮又は千圓以下の罰金に處する筈である。尙ほ一つ強調したいのは此際

政府が思切つて多額の資金を融通するに非ざれば組合の成績は擧らぬといふことである。前記した様に目下農村の負債は五十億乃至七十億圓の巨額に達してゐるのであるから、之を整理さす爲めには三億や五億の融資をした所で全く焼石に水であつて著るしく効果の擧らぬのは明かである。少くとも十億位の融通をしなければ法は出来ても實効がないであらう。然るに政府は大藏省の預金部の金を融資の目當としてゐる様であるが預金部も各方面から融通を望まれ資金の減少してゐる今日、負債整理組合にまさで多額の融通は困難と見なければならぬから此點について筆者は假令本法案が議會を通過しても豫期の効果を擧げることがは六ヶ敷くはないかと考へてゐる次第である。

が兎も角政府當局が誠意を以て本法案を提出したといふことには敬意を拂ふ價值はあると思ふ。然るに本案一度衆議院に提出されるや議場沸騰し、政友會側の主張に依つて原案に大修正を加へ衆議院を通過せしめるに至つた。其の經過の詳細は紙面の都合上之を略することを略するが、要は政友會側が負債整理組合中央金庫の設置を附加した事である。然るに修正可決せられた案を貴族院では反對をなし、政友會修正案の修正部分を全部削除し政府案に戻して可決したのである。貴族院で反對した理由の要點は今一直ぐに政友會の主張する様に負債整理組合中央金庫を作る必要がない。之なくとも組合の目的を達することが出来るのであるから、そんな餘計なものを作るに及ばぬのである。若し法律を運用して見て之がなければ目的が達成し得ぬといふことであれば、その時になつて之を設置するも決して遅くはない。それ迄に充分に研究してみるがよい。」と説く政府の立場に賛意を表し

たまでである。かくなつて承知の出来ぬのは政友會であるのは言ふ迄もなく、問題は愈々紛糾するに至り、遂に兩院協議會を開いて審議を進めるに至つたのであるが、甲論乙駁の有様でどうしても意見が一致せぬので、更に貴族院側からは斯波男爵・小松謙次郎・馬場銜一の三氏、衆議院側から島田俊雄・森恪・山崎達之輔の三氏が選出されて小委員會を組織して討議を重ねたけれども、相變らず妥協點を見出すに至らなかつたので物別れとなり、再び問題を兩院協議會に移し、採決の結果十對九で衆議院修正案を可決し、政友會が凱歌をあげることになつたのである。然るに本案が貴族院へ廻附され審議の結果茲で否決されてしまつたから結局本案は不成立に終つてしまつたのである。筆者は公平なる立場から見ても農村負債整理組合法案が法律として生れ出でなかつたことを甚だ遺憾に思ふのである。既に縷説せる様に農村は負債の重壓に耐え兼ねて將に壊滅せんとしてゐるのであるから、多少の缺點はあるにしても、兎も角案を通過せしめて幾分なりとも農村の負債を整理してやるのが急務中の急務であると信するのである。若し後日法に缺點を發見するなれば速に改正すればよいではないか。かゝる緊急にして重要な問題を取扱ふ場合には何れの政黨でも雅量を示し互に主張を譲り合つて案を通過せしめ、國民の幸福を圖らねばならぬものである。政治家個人としても政黨としても、決して小我にとらはれることなく國家國民の大局を眺め、大我について事を善處してもらいたいものである。筆者は農村の負債が現在の如く巨額に上り、收入が極度に減少してゐる限り、此の種の組合は是非共必要であると信するのである。農村が負債の爲めにこゝ迄逐ひ詰められてゐるのであるから、到底農民個人の力では負債の整理は困難である。どうしても組合を作り團體



の力で資金を調達して負債を整理することが絶対に必要であると思ふ。それ故に次に議會に於て政府側からか政黨側からか再び同じ様な案が提出されるであらうと思ふし、又是非共提出して今度こそは法律にしてもらいたいと熱望して止まぬのである。

### 三 中小商工業者救済策

農民と共に生死の境にさまよつてゐるのは中小商工業者である。二十億圓の借金、大資本の壓迫、金融の硬塞等々は現今不況の中に活路を見出さんともがいてゐる彼等にはあまりにも堪へ難き重壓である。彼等を匡救することは農民を救助するのと同じ意味で必要である。左に中小商工業者匡救策として議會で論ぜられた重要問題につき其の要所を述べることにする。

#### イ 商品券の取締

小賣業者が百貨店の發展と、地方への進出とに依つて、苦められてゐることは否定し難い事實である。如何にすれば小賣業者が百貨店に對抗し得るやといふ問題は多年小賣業者、學者、政治家等の研究し來つた問題である。去る八月十八日全國各地から小賣業者代表千五百名が東京日比谷公會堂に會して大會を開き、百貨店對抗策を研究討議し議會開催と共に運動を開始した。

高工省調査  
 揚子百貨店  
 小賣業者ノ圧迫  
 原因

一方商工省に於ても、かねてから百貨店が小賣業者を壓迫する原因について調査研究をしてゐたのであつて其の結果百貨店が

- イ、商品券を發行すること。
- ロ、支店出張所を新設擴張すること。
- ハ、地方へ出張販賣すること。
- ニ、囤政策によつて廉賣を行ふこと。
- ホ、過度のサービスをすること。

などが其の原因であることがわかつたので、之等の諸點を廢除或は緩和することが肝要であるとの考へから百貨店法制定の準備をすゝめてゐたのである。百貨店の發達、地方への進出、支店出張所の新設等は消費側から見れば便利でもあり、利益でもあるから大いに歓迎せられるのであるが、しかし一度小賣業者の窮狀を知り、彼等を救ふことはやがて國民經濟の健全なる發達を圖り、社會秩序を保持することにもなることを知れば、百貨店をおさへ、小賣業者を保護救濟することの必要を認めるのである。かゝる觀點からすれば百貨店の利益を犠牲にしても小賣業者を助けんとする百貨店法の制定は望ましい事に違ひない。然るに百貨店側では商工省の意向を知り、若し百貨店法が制定されれば彼等に甚だしく不利を來すので其の對策をねり、先づ政府當局に向つて百貨店法案を議會に提出せざる様に歎願した。それと同時に百貨店側に於ても政府の要望する所を聞いて之が實行すること

を約し、併せて天下に聲明することにした。政府でも百貨店側の説く所を諒とし、今回の議會には該法案提出を中止したのである。百貨店側の聲明せる所を記せば次の如くである。

「現下の深刻なる不況に當り百貨店事業も亦甚大なる影響を蒙り經營容易ならざるものありと雖も目下一般小賣業界の實狀に鑑み慎重協議の結果左に列擧する事項を實行すべきことを協定す。

- 一、出張賣出は之を行はざることゝす。
- 二、商品券に就ては當局の指圖により供託等適當なる措置を講ずることゝす。
- 三、支店分店の新設は當分の内之を行はざることゝす。但し目下建設準備中のものについては、之を商工省へ具申し諒承を受くるものとす。

四、所謂囤政策の如き廉賣方法を採らざることゝす。

五、過當なるサービスによる顧客誘致の方法を採らざることゝす。

六、無料配達區域は東京に於ては最近之を整理縮少せり。關西に於ても九月一日より之を縮少す。

七、毎月一齊に三日の休業を行ふことゝす。但し中元、歳暮を除く。

八、商業組合法制定ありたる時は、百貨店業組合を設立し法規に依る統制を行ふことゝす。

本協定の實施は昭和七年十月一日とす。

しかし商工省は商品券だけは此の際嚴重に取締る要があるとなして、商品券取締法案を議會に提出し協賛を經

て、九月法律として公布せられるに至つた。本法の目的は二つある。其一は小賣業者の保護であり、其二は一般消費者の保護である。この點は本法中にも表はれてゐるが又法案提出の際中島商相の議會に於て述べられた言葉にも明瞭に現はれてゐる。即ち「商品券の發行及び利用は我國特殊の慣習に依つて著るしい發達を遂げてゐる。百貨店の如き大商店は之に依つて多大の利益を收めてゐる。此の點が中小商業者の競争上最も苦痛とする所である。故に此の際等は等の中、小商業者の苦痛を緩和することは緊急であるのみならず、又一面に於ては現在商品券發行者の責任に關して何等の法制も存せざる結果、發行者の破産又は營業停止に際して商品券所有者に不測の損害を被らしめた實例に鑑み、商品券發行者の責任を保證せしめることが又必要と認められたのである。依つて新に法律を制定し、商品券發行者をして供託をなさしむると共に、其の發行に就て必要なる取締を致さんとするのである。之れ本案提出の理由である。」

從來商品券の發行者に對して責任を保證せしめることがなかつたことは、大臣の説明を聞く迄もなく吾人の知る所であるが、本法に依つて商品券發行額(商品券の引換未済額)の二分の一以上の金額に相當する國債を供託することになつたのである。尤も商品券發行額が命令の定める額を超過せぬ時には、供託の要はないのである。政府の原案では供託額は商品券發行額の三分の一で餘程發行者に有利になつてゐたのであるが、衆議院で二分の一に修正したことは、發行者の責任を保證させるといふ意味から言つても、又中小商業者を保護するといふ趣旨から見てもよいことであると信ずる。本法が商品券所有者を保護する事項は第二條に規定せらるゝ所であつて、商

品券所有者は商品券の引換未済金額を限度として發行者の供託物に付き他の債權者に走つて辨濟を受ける權利が與へられてゐるのである。

本法に依つては中小々賣業者が百貨店との競争上幾分有利となつたことは事實である。然しながら中小商業者側から見れば、斯くの如き微濫的法律には甚だしい不滿を抱いてゐると想像するのである。何となれば彼等は百貨店に對して特別税の新設、商品券發行、囤政策による濫賣、地方出張販賣、百貨店の新設、支店出張所新設(計畫中のものも含む)等の絶對禁止、同業組合に加入等の諸事項を含む百貨店法の制定を要望してゐるからである。商品券取締法といひ、百貨店側の聲明書といひ、何れも中小商業者を満足せしめるに足らぬものであることは明かである。而して眞に彼等を保護せんとするなれば彼等の考へてゐる様な内容を持つ法律を作ることが必要である。恐らく將來も同じ様な問題が起り商工省も更に進んだ法制確立に努力せねばならぬ情勢となるであらう。

#### □ 商業組合の確認

現今中小商業者が極度に疲弊困窮してゐるのは一般經濟界不況の影響に依ることは論ずる迄もないことであるが、それ以外にも亦原因を求めることが出来る。即ち中小商業自體の組織の上にも、經營の上にも缺點がある。又あまりにも多くの商業者が存在し、而も彼等の間に何等の統制もなく、無謀なる競争をなし、金融梗塞を打開する道を知らず、爲めに營業上の不安の絶へることなく、遂に破滅の道を進む様になつて來たのである。それ故

に政府に於ても彼等に低利資金を貸與して金融上の利便を與へ、其の他の施設にも努力を拂ひつゝあるのであるが、此の際彼等をして商業組合を組織せしめ、鞏固なる統制の許にありて無謀の競争を避けしめると共に、共同施設を完備して之を利用せしめ併せて組合を金融機關ともなして資金融通を容易にして、彼等を救ひ自力更生を圖らしめんが爲めに商業組合法が制定されたのである。組合は一種類の商業者を以て組織するを原則とするけれども、特別の事情がある時には、二種類以上の商業者を以て之を設定することも出来るのである。

商業組合は以上の如き目的を以て生れるものであるから、之が目的達成には可相多方面の事業を行はねばならぬのであつて同法第三條に之が規定せられてゐる。即ち

一、組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬、其の他組合員の營業に關する共同施設。

二、組合員の營業に關する統制。

三、組合員の營業に關する指導、研究、調査其の他組合の目的を達する爲めに必要なる施設。

四、組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入。

等である。而して組合が斯くの如き活動をなして行く爲めには經費を要するが故にその一部は組合員が負擔すべきは勿論、資金を一口以上五十口を限度として醸出せねばならぬ。尤も特別の事由があれば、この限度を超過して出資することが出来る。組合員の責任は出資額を限度とするが、しかし組合財産を以て其の債務を完済することが出来ぬ場合には、組合員全員が其の出資額の外に一定の保證金額を限度として責任を負擔せしめることも出

來るのである。

又商業組合及び商業組合聯合會が相集つて商業組合聯合會を設立することも出来る。本會は組合員たる商業組合及び商業組合聯合會の共同の目的を達せんが爲めに設けられるのであつて強力なる團體である。その活動如何は直接組合員たる商業組合、商業組合聯合會に甚大なる影響を及ぼすのみでなく、組合を組織する各商人にも關係する處が多いのであるから、理事や監事の選任に當り慎重なる態度をとらねばならぬし、之が監督官廳の指導監督にも留意せねばならぬのである。商業組合の場合にあつても、聯合會の場合にあつても、理事や監事の良否は組合・聯合會の盛衰に至大の關係を有してゐるのであるから選任されたる以上はそれ／＼最善を盡して其の責を全うすべきである。

思ふに本法制定に依つて中小事業者の受ける利益は決して少くない。即ち組合に加入すれば商品の仕入が安價となり、商品の保管・運搬等についても共同施設を利用することが出来るのみならず、組合統制の許にありて競争を緩和することが出来るから、経費を省き得るのである。その他營業上指導を受け、研究調査の結果を利用し得るの外、資金の融通が樂に出来る便益は非常なものである。しかし茲に考ふべきことは組合員の大部分は資金に窮してゐるのであるから、組合に預金するものは少いであらう。又組合資金もさして多額には上るまい。之等の金額を以てしては到底組合員の資金需要に對して満足に應ずることの出来ぬのは明かである。されば組合は政府に低利資金の融通を仰がねばならぬことになる。然る場合政府が思ひ切つて多額の融通をすることが望ましい

のである。然らざれば組合員の資金難は救はれないであらう。又他面政府當局に望む所は更生の見込のない組合や、資金回収の出来ない様な不良貸付の整理に終るが如きことのない様心懸けて貰ひたいものである。

## ハ 固定資本の流動化

### (1) 不動産融資及び損失補償法

農業者も商工業者も資金の缺乏に苦んでゐることは否定し難い事實であつて、之が爲めに思ふ様に活動も出来ず、借金の整理も出来ないで経済的暗黒の世界に追ひつめられてしまつたのである。されば通貨の供給を圓滿にすると同時に固定した資本の流動化を圖るといふことが急務である。政府は曩に日本銀行の保證準備發行を一億二千萬圓から一躍十億圓に擴張し、従來の保證準備發行税一分二厘五毛を廢し、新に納付金制度を採用し、更に限外發行税を五分から三分に下げて通貨の供給を潤澤ならしめんとした。蓋し之は時宜に適した不況對策である。更に此の際一步を進めて金融機關の内部に於て既に不動産に固定した資金を流動化して其の活動を盛ならしめることは金融機關そのものを更生せしめると同時に、之を利用する人々をも救済する所以ともなるのである。

不動産融資及損失補償法は實に此の趣旨から制定されたのである。大藏大臣の言明する處に依れば、爾後三ヶ年間に五億圓の低利資金を融資銀行(日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行)に融通する豫定であつて、本年度差當り一億圓支出の豫定である。



本法に依れば融資銀行は、或る銀行から不動産又は不動産抵當附債権を擔保として貸付を受けたいとの請求のあつた場合、又は或る銀行から不動産を抵當として借入れをなして居る債務者が其の債務を辨済する爲めに當該不動産を擔保として貸付を受けたいとの請求のあつた場合に、若しそれが金融の疎通を圖る爲めに必要であると認められた時は當該銀行又は其の債務者に對し資金の融通をなすことが出来るのである。而して融資銀行がかかる融通をなした爲めに損失を受けた時は、政府は融資銀行に對して一億圓を限り損失を補償する契約を締結することを得るのである。而して融資銀行が受けた損失額を決定するに當り公正を保つ爲めに、之を不動産融資損失審査會にかけて定めることになつてゐる。又政府が融資銀行に支拂ふべき補償は現金を以てなしうるは言ふ迄もないことであるが、場合に依つては國債證券を以てすることも出来るのであつて、この場合には國債證券の時價を參酌して大藏大臣が交付價格を決定する筈である。尙ほ一言したいのは融資銀行が右の如き融資をなし得るのは本法施行の日から三ヶ年に限られ、其の融通の期限は本法施行の日から十五年を超えることが出来ぬ規定である。

思ふに本法の制定に依つて直接利益を受けるのは不動産貸付に資金を固定してしまつて貸付金の回收が殆んど不可能となつてゐる上に、預金者からは盛に取付を受けて困つてゐる銀行などであらう。かゝる銀行は自己の不動産なり或は不動産抵當附債権なりを擔保として融資銀行から現金の融通を受けて整理をなすことが出来るものが多からうと思ふのである。又不動産を抵當として借入をなしてゐる債務者に對し肩替の爲めの貸付をなす爲めにも融資を受けることが出来るのであるから、此の場合には債務者たる個人が直接利便を受けることになる。假

令前の場合に於ても休銀などが救はれるといふことは、間接には當該銀行に關係を持つ個人なり團體なりを救ふことになるのであるから、一石二鳥の利益が得られるといふ極めて有効なる作用をなすと思ふのである。只政府の補償額が一億圓では少し物足らぬ感じがするのである。せめて二億圓位に増せば融資銀行は思切つて融通が出来るから効果もそれ丈大くなるのである。假令補償額を二億圓に増加しても政府は之が爲めに大きい損失を招くことはないと思するのである。何となれば現在は抵當物たる不動産が法外に値下りしてゐるけれども、之は少し景氣が出て來れば必ず其の價格が上るからである。

## (2) 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法

農村都市に於ける中小産階級の金融機關として、信用組合及び信用組合聯合會があり、此の兩者の中樞金融機關として産業組合中央金庫が存在することは説明するまでもないことである。然るに現今の經濟不況の爲めに信用組合及び信用組合聯合會では固定貸付が増加し、其の回收が出来ないで、活動が阻止されてゐるものが少くない。之が爲めに金融の梗塞を來し、中小産階級に不利不便を與へてゐるのである。されば之を救はんが爲めに政府は産業組合中央金庫に三ヶ年に一億圓の低利資金を融通し、差當り本年度分として貳千五百萬圓を支出する豫定である。而して更に中央金庫をして信用組合及び信用組合聯合會に特別の融資をなさしめ中小産階級に資金の供給を圓滿ならしめんが爲めに、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法が制定されたのである。本法も亦不動産融資及損失補償法と同様に資金の固定せるものを流動化せしめて金融の圓滿を圖らんとするもので誠に時宜を

得た法制と言はねばならぬ。本法に依れば産業組合中央金庫が特別融通を爲したるにより生じたる損失に對して參千萬圓を限度として政府が之を補償するのであつて、其の損失額を公正に決定せしめる爲めに産業組合中央金庫特別融通損失審査會にかけて之を確定する筈である。而して政府が支拂ふべき損失補償金は國債證券を以てすることを待る定めである。尙ほ本法も産業組合中央金庫が特別融通を爲すは本法施行の日から三年とし、其の融通期限は本法施行の日から十五年を越ゆることは出来ないものである。固定資本の流動化策に關する問題は中小商業救済策として設定のみでなく、農村救済策として重要性を有することは勿論である。

以上に依つて第六十三臨時帝國議會に提案された重なる不況對策に就き、其の概略を述べたのであるが、之等諸問題の外にも米穀應急施設法案、利息制限法中改正法律案、原蠶種國營法案、米穀專賣法案、小作人保護法案、輸出生絲販賣統制法案、失業防止法案、失業手當法案、百貨店法案等多數の法案が政府又は議員側から提出せられたのであるが、或は否決、又は未決の運命に終つてしまつたのである。而して之等諸案はそれ／＼時節柄相當重要性を有するものであるけれども、紙數の關係上茲に之を述べることを得ないのは遺憾である。

之を要するに今議會の協賛を経た不況對策諸法は未だ不徹底と思はれる點も尠くないけれども、何れも幾分の實績を擧げ得ることを信するのである。しかし法の運用如何は其の効果をあげると否とに非常な關係を有するのであるから、此の點に特に注意を望む次第である。又國民も單に他動的な援助にのみ依頼することなく、自力を以て道を拓き、不況征服に最善の努力を拂ふことを覺悟せねばならぬのである。(昭和七年十一月三十日稿)